(3) 第3種事業に関する調

(単位:人,千円)

<u>(0) 35013</u>		課税人員		所 得 金 額		額	十四・八、 1 1 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1		
業 種 		所得税 課税者	所得税 失格者	計	所得税課税者	所得税 失格者	計	事業主控除額	差引課税 所得金額
医	業	225	4	229	2, 415, 286	26, 712	2, 441, 998	661, 200	1, 780, 798
歯 科 医	業	96	4	100	583, 400	23, 745	607, 145	287, 584	319, 561
薬 剤 師	業	X	X	X	X	X	X	Х	344
あん摩等の事	事業	65	2	67	331, 469	6, 606	338, 075	194, 300	143, 775
獣 医	業	56	3	59	471, 337	15, 076	486, 413	170, 859	315, 554
装 蹄 士	業	X	X	X	X	X	X	Х	2, 168
弁 護 士	業	174	9	183	1, 976, 455	78, 228	2, 054, 683	529, 492	1, 525, 191
司法書士	業	100	10	110	784, 332	56, 959	841, 291	319, 000	522, 291
行 政 書 士	業	20	1	21	89, 709	4, 158	93, 867	57, 517	36, 350
公 証 人	業	8	_	8	75, 757	_	75, 757	23, 200	52, 557
弁 理 士	業	5	_	5	40, 213	_	40, 213	14, 500	25, 713
税理士	業	239	20	259	1, 774, 496	124, 451	1, 898, 947	748, 201	1, 150, 746
公認会計士	: 業	33	1	34	291, 559	5, 040	296, 599	98, 600	197, 999
計 理 士	業	_	_	_	-	_	_	_	_
社会保険労務	士業	42	6	48	266, 626	41, 464	308, 090	139, 200	168, 890
コンサルタン	ト業	106	9	115	551, 791	33, 002	584, 793	327, 943	256, 850
設計監督者	常 業	219	24	243	1, 174, 255	115, 427	1, 289, 682	701, 560	588, 122
不動産鑑定	業	10	1	11	70, 452	3, 711	74, 163	31, 900	42, 263
デザイン	業	44	8	52	212, 286	45, 910	258, 196	150, 800	107, 396
諸 芸 師 匠	業	69	12	81	295, 305	48, 441	343, 746	229, 826	113, 920
理容	業	72	11	83	296, 653	38, 858	335, 511	240, 700	94, 811
美容	業	164	21	185	796, 577	92, 743	889, 320	530, 460	358, 860
クリーニング	グ業	10	1	11	40, 928	4, 092	45, 020	30, 692	14, 328
公 衆 浴 場	業	_	_	_	_	_	_	_	_
歯科衛生士	: 業	_	_	_	-	_	_	-	_
歯科技工士	: 業	59	10	69	251, 688	46, 563	298, 251	200, 100	98, 151
測 量 士	業	27	2	29	144, 019	11,770	155, 789	84, 100	71, 689
土地家屋調査	士業	59	5	64	310, 682	23, 475	334, 157	183, 425	150, 732
海事代理士	: 業	X	X	X	X	X	X	х	2, 949
印刷製版	業	_	_	_	_	_	_	_	
合 :	計	1, 904	166	2, 070	13, 251, 419	857, 348	14, 108, 767	5, 966, 759	8, 142, 008

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの(減免により税額がなくなったものを除く。)のうち平成23年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従
- 3
- たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位:人,千円)

						本 県 🍃	他県2	本 店 分		
	区		分		課税人	課利	总所得金額	無税(具	分割を受けた	
					員	当該県分	他の県分	計	課税人員	課税所得金額
第	1	種	事	業	X	X	X	X	Х	7, 848
第	2	種	事	業	X	X	X	X	х	386, 289
第	3	種	事	業	X	X	X	X	Х	1, 535
		計			х	44, 710	44, 712	89, 422	х	395, 672

- この調は、当年度において課税したもの(減免により税額がなくなったものを除く。)のうち平成23年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。 (注) 1
 - 課税所得金額は、事業主控除後の所得金額である。 2